

日本養護教諭教育学会誌 投稿規程

1. 投稿者の資格

投稿者（共著者を含む）は、すべて一般社団法人日本養護教諭教育学会会員（賛助会員、団体会員を除く）であること。ただし、編集委員会から依頼した原稿はこの限りでない。

2. 原稿の著作権

本誌に掲載された論文等の著作権は一般社団法人日本養護教諭教育学会に帰属する。

3. 原稿の倫理綱領

投稿者は、一般社団法人日本養護教諭教育学会倫理綱領を遵守する。

4. 原稿の種類

- 1) 原稿は、養護教諭教育（養護教諭の資質や力量の形成及び向上に寄与する活動）に資するものとする。
- 2) 原稿の種類は、総説、原著、研究報告、実践報告、調査報告、研究ノート、資料、その他であり、それぞれの内容は「投稿原稿執筆要領」に示すとおりである。

5. 投稿の条件

- 1) 投稿論文の内容は他の出版物（国の内外を問わず）にすでに発表あるいは投稿されていないものに限る。なお、学会発表抄録、機関リポジトリに公表されている修士論文または博士論文（全文が投稿論文と一致していないもの）は出版物とみなさない。
- 2) 本誌投稿中、他誌への二重投稿をしてはならない。
- 3) ひとつの研究で得たデータを共通の研究仮説や研究目的・対象・方法等であるにもかかわらず分割して意図的に複数の論文として投稿してはならない。なお、研究仮説ごとの分割のように科学的に妥当な分割である場合は、その旨を記載し、関連する研究について引用し説明する。
- 4) 同一著者による同一テーマの投稿は、先行する原稿の審査が終わるまで投稿してはならない。
- 5) 原則として、同一の筆頭著者による同時並行での複数投稿をしてはならない。ただし、共著者についてはこの限りではない。
- 6) 投稿された原稿は、原則として返却しない。

6. 投稿手続き

- 1) 原稿は、3部（2部は査読用なので、著者名、所属を記載していないもの）を送付する。
- 2) 著者は、希望する原稿の種類を明記して投稿しなければならない。
- 3) 原稿は、封筒の表に「日本養護教諭教育学会誌原稿」と朱書し、送付記録が残る方法で編集委員会事務局に送付する。

7. 原稿の受付及び採否

- 1) 上記6の手続きを経た原稿の到着日を受付日として、投稿者に受け付けたことを通知する。
- 2) 原稿の採否及び種類については、査読を経て、編集委員会が決定する。
- 3) 編集委員会は、審査の結果、著者に修正を求めることがある。
- 4) 編集委員会から修正を求められた原稿は、指定された期日までに再提出する。期日を過ぎた場合は、次号以降の掲載になることがある。
- 5) 審査の結果、掲載不可となった原稿を修正して再投稿した場合は、新規投稿として取り扱う。

8. 著者校正

査読を経て、編集委員会で受理された原稿については著者校正を1回行う。ただし、校正の際の加筆・修正は原則として認めない。

9. 投稿の期限

学会誌の発刊は年2回、3月と9月とし、投稿は随時受け付ける。

10. 投稿原稿のページ数

1編は、図及び表を含めて本文を下記のページ数以内にとどめることを原則とする。

(投稿原稿執筆要領による原稿約2枚で約1ページに相当)

総説	6ページ
原著	8ページ
研究報告	8ページ
実践報告	8ページ
調査報告	8ページ
研究ノート	6ページ
資料	6ページ
その他	6ページ

これを超えるものについては、編集委員会で採否を決定する。

11. 原稿執筆の要領

「投稿原稿執筆要領」を別に定める。

12. 著者が負担すべき費用

- 1) 投稿に際しては、査読のための費用として、8,000円を納入する。
- 2) 掲載料 規定枚数を超過した分については、著者負担(1ページ当たり12,000円)とする。
- 3) 別刷料 別刷りはすべて実費を著者負担とする。
- 4) その他 図表等、印刷上特別な費用を必要とした場合は著者負担とする。

13. 博士論文作成時における著者による図表等の引用

本学会誌に掲載されている論文の著者が自身の博士論文作成時に図表等を引用する場合は、「投稿原稿執筆要領」にある文献リストの記載様式に則って引用箇所を明記しなければならない。ただし、上記5-1)の意図をふまえて、論文全体の転用・転載は禁じる。

14. 規程の改廃

この規程の改廃は、編集委員会の議を経て、理事会の決議により行う。

(附則) この規程は1997年11月8日から施行する。

(附則) この改訂は1998年10月25日から施行する。

(附則) この改正規程は2000年9月9日から施行する。

(附則) この改正規程は2001年10月7日から施行する。

(附則) この改正規程は2004年10月10日から施行する。

(附則) この改正規程は2005年10月9日から施行する。

(附則) この改正規程は2006年10月9日から施行する。

(附則) この改正規程は2009年10月11日から施行する。

(附則) この改正規程は2010年10月10日から施行する。

(附則) この改正規程は2014年10月12日から施行する。

(附則) この改正規程は2017年10月8日から施行する。

(附則) この規程は2020年2月24日に一部改正し、同日より施行する。

(附則) この規程は2021年11月14日に一部改正し、同日より施行する。

(附則) この規程は2022年11月19日に一部改正し、同日より施行する。

(附則) この規程は 2023 年 11 月 19 日に一部改正し、同年 12 月 8 日より施行する。

(附則) この規程は 2024 年 6 月 2 日に一部改正し、同日より施行する。

(附則) この規程は 2025 年 11 月 26 日に一部改正し、同日より施行する。